

参考資料

営利事業を営む事業者が、学童を実施する場合、費用負担(特に、「光熱水費」)などの考え方については下記のとおりです。

1. 整理表(付加事業や運営主体の営利事業)

項目/ 実施内容	付加事業の場合 (例.子どもが対象となる英会話、スポーツ、ダンス、習い事など) ※学童対象	運営主体の営利事業 (例.子どもが対象とならない資格スクール、居酒屋・専門学校など) ※学童以外	備考
場所	学童と同一の場所で実施可能です。 ※ 学童に入所していない児童が参加する場合、場所を明確に切り分ける必要があります。(完全に切り分けることができない場合、学童の開所時間の対象外となります。)	学童と同一の場所で実施不可能です。	スクール等の運営主体の営利事業は学童と同一時間・同一の場所で実施できませんが、別の場所(部屋)で実施する場合には、同一時間帯での実施が可能です。(専用区画を明確に分ける必要があります。)
時間	学童と同一の時間帯で実施可能です。 ※ 学童に入所していない児童が参加する場合、時間を明確に切り分ける必要があります。(完全に切り分けることができない場合、学童の開所時間の対象外となります。)	上記の場合、学童と同一の時間で実施不可能です。	
必要経費の補助対象	対象外です。	対象外です。	
費用按分 (家賃、光熱水費)	補助金の対象外となるため、付加事業・スクールの実施時間の総合計と、学童の実施時間の合計との割合に基づいて算出となります。詳細は、「2. 家賃・光熱水費の按分について」をご確認ください。		

2. 家賃・光熱水費の按分について

具体例① : 9時～13時:スクール、13時～20時:学童、光熱水費(1日分)220円、部屋は1つの場合
(考え方)

- ・ 学童に係る時間は7時間、スクールに係る時間は 4 時間ですので、「学童部分:スクール=7:4」となります。つまり、 $220 \text{円} \times 7(\text{学童}) / 11(\text{全体}) = 140 \text{円}$ となります。また、家賃についても同様の考え方となります。

具体例②: 9時～17時:スクール、13時～20時:学童、光熱水費(1日分)220円、別々の部屋(部屋面積 スクール部分:学童=3:2)の場合

(考え方)

- ・ 別の部屋で、スクールと学童に係る時間が、4 時間重複する場合、時間による按分ではなく、面積按分を行い、学童部分の費用は、 $220 \text{ 円} \times 2/5$ (学童面積)=88 円(1 日分)となります。また、家賃についても同様の考え方となります。

なお、家賃及び光熱水費の金額につきましては、日額・月額どちらでも構いません。計算しやすいほうをお選びいただけますと幸いです。